	新	旧			
1 格納品	の範囲	1. (格納品の範囲)			
$(1) \sim (2)$	(略)	$(1) \sim (2)$ (略)			
(3)	貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。	(新 設)			
	a 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観	_			
	<u>点からリスクの高いと考えられるもの</u>				
	b 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さない	_			
	<u>もの</u>				
2 利用目	的の確認	(新 設)			
(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテ		_			
口資金	供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがな	_			
いかと	いった利用目的を、書面その他当組合の定める方法で、申出を行うこととします。				
(2) 貸金	庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐた				
め、利	用時の当組合立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。				
3 契約期	間等	2. (契約期間等)			
この契	約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する○月末日までとし、契約期間満了日ま	この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する○月末日までとし、契約期間消	この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する○月末日までとし、契約期間満了日ま		
でに借主	または当組合から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間	でに借主または当組合から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から	51年間		
継続され	るものとします。継続後も同様とします。	継続されるものとします。継続後も同様とします。			
契約の	継続にあたり、格納品が第1条の範囲に収まっていることを当組合所定の書面にて確認	- -			
します。	- -				
4∼12	(略)	3~11 (略)			
13 解約等		12. (解約等)			
$(1) \sim (2)$		$(1)\sim(2)$ (略)			
$(3) a \sim b$	(略)	(3)①~~② (略)			
c(a)		③A~D (略)			
<u>(e)</u>	契約者・当組合間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当組合が認める行	(新一設)			
<u>À</u>					
(f)	(略)	E. (略)			

	新		旧	
$(4) \sim (6)$	(略)	$(4) \sim (6)$	(略)	
14~18	(略)	13~17	(略)	
	以上			以上

付 則

この規定の改正は、令和8年2月1日から施行する。